

第3章 福祉でまちづくり

1 地域に暮らすためのまちづくり

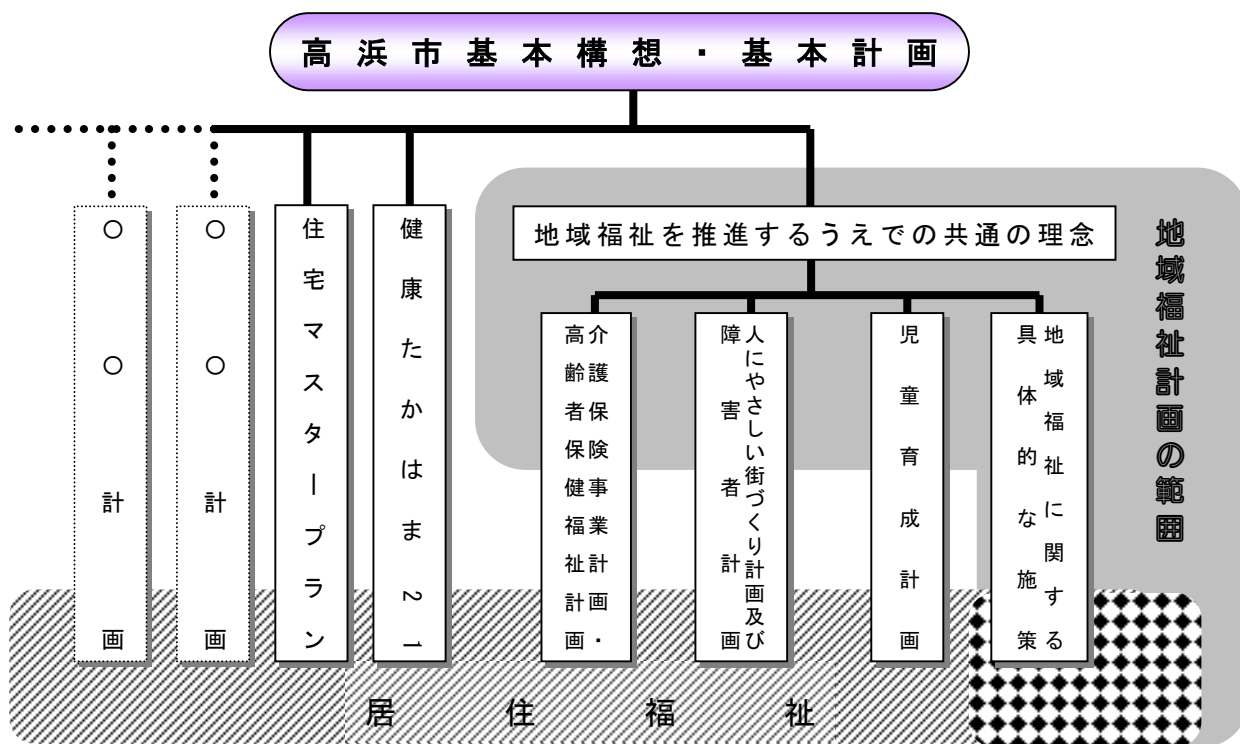
(1) 居住福祉の推進

◆ 概要

行政や社会福祉協議会が主体となって、高齢者や障害者の住みやすいまちをつくるという「福祉のまちづくり」から、行政・社会福祉協議会と住民などの協働作業によってすべての人にとって住みやすいまちをつくるという、そのプロセスを含めた「福祉でまちづくり」への転換を図ることが必要です。

また、安全で安心できる「居住」は生活の基盤であることから、住環境施策と福祉施策との連携を図った居住福祉を推進することが必要です。この計画においては、居住福祉と地域福祉の重なりあう部分（住民が主体的に取り組む活動分野）についての施策を推進していきます。

—計画での居住福祉の位置付け—



◆ 現状



「住居」は生活の基盤ですが、「住居」から一歩外に出ると、そこは「居住地」であり、「居住地」はさらに「地域」へと広がりを見せます。地域で住み続けるためには、地域の人々とのコミュニケーションを欠くことはできません。コミュニケーションは安心や快適さに大きく影響します。

また、高齢者や障害者などに対する日常の見守りや災害時など非常時の見守りも安全・安心に大きく影響します。しかし、現在は、こうした日常のコミュニケーションが希薄になりつつあります。

◆ 推進課題

住居又は居住地における生活の安定や充足、すなわち、安全・安心・快適で、かつ地域の文化を感じながら、そこで生きていく意欲が湧くような生活環境の形成を「居住福祉」と定義し、居住福祉に関する考えを広報紙への掲載などにより住民に啓発し、住民自らが実践できる居住福祉を推進します。

また、ひとり暮らし高齢者や障害者などの世帯を調査し、安否確認ができるマップを作成したある町内会の手法を参考に、市内全域への拡大を図ることによって、住民が主体となった災害に強いまちづくりへの支援を行います。そして、地域住民の参加を進め、高齢者や障害者などを地域社会の中で支えあう仕組みや風土づくりを推進します。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
居住福祉概念の趣旨普及			
住民が主体となった災害に強いまちづくりの支援			
地域のネットワークづくり、コミュニティ形成に関する支援			

(2) 居住福祉条例の制定

◆ 概要

住民が安全に、安心して、快適に生活していくためには、「居住福祉」を計画的に推進していかなければなりません。これを担保するためには、本市としての姿勢を明確にすることができる「居住福祉条例」を制定し、福祉でまちづくりを進めることが必要です。

◆ 現状

本市では、平成6年に「高齢者保健福祉計画」を、平成10年には「人にやさしいまちづくり計画及び障害者計画」を、翌11年には「児童育成計画」を策定し、それぞれの計画に基づいて施策を進め、一定の成果をあげてきました。また、平成12年には高齢者保健福祉計画を改定するとともに、介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例を同年4月から施行し、高齢者福祉の推進に努めてきました。

しかし、今後は、高齢者や障害者だけでなく、すべての住民が安全に、安心して、快適に、地域で自立した生活を営むことができるようなシステムとネットワークを構築することが必要です。そのため、地域における支えあいという地域福祉の推進と、「住居は、生活の基盤、健康・発達・福祉の基礎である。」という考え方から、安全、安心、快適な住環境の整備の必要性が問われています。

◆ **推進課題**

「居住福祉」を計画的に推進していくうえでの、本市としての姿勢を明確にするために「居住福祉条例」の制定・施行を目指します。また、「まちづくりの主体は住民である。」ということから、この条例の草案は、「168人（ひろば）委員会」の意見を取り入れて「住民自治」を目指したものとします。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
居住福祉条例の制定			

◆ **168人（ひろば）委員会からの意見**

- 条例のために話し合いをするというよりは、それぞれが気になっている問題を解決に近づけていくための方策を考えたい。その話し合いが条例にもつながっていくのではないか。

2 福祉活動法人との連携

(1) 社会福祉協議会との連携

◆ 概要

本市では、「自助、共助、公助」を基本とし、行政と住民がパートナーシップのもとに地域福祉を推進していくこととしました。

また、社会福祉法においては、「社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域福祉の住民活動の中核となって推進していく機関としての期待が高まっています。

そのため、行政と社会福祉協議会は、より強い連携を図りながら地域福祉を推進していく必要があります。

◆ 現状

本市の社会福祉協議会は、平成元年4月に法人化され、以来ホームヘルプサービスをはじめ、訪問入浴サービス、高齢者グループホームなど高齢者福祉サービスを中心に、市から受託し活動する「受託型社協」として、また、平成12年には介護保険事業に取り組む「事業型社協」として、本市の福祉推進に積極的に取り組んでいます。

本市の地域福祉を推進していくために、市民が主体的に参加しながら進めていく福祉計画である「地域福祉活動計画」を、この計画と並行して策定しました。

◆ 推進課題

福祉サービスの提供においては、社会福祉協議会との連携をさらに強化し、福祉サービスの充実に努めるとともに、地域福祉の推進における連携を強化し、役割分担をしながら、地域に求められる様々な福祉ニーズに応えていきます。また、地域住民が主体的に地域福祉活動に取り組むことができるように、社会福祉協議会の取り組む活動を支援します。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
地域福祉推進における連携強化			
地域福祉推進における活動支援			

高浜市地域福祉活動計画

第2章 住人主導の地域福祉事業推進

1 こころん福祉サービスの推進・開発

(4) 行政と福祉活動法人との連携 (P20)

- ・ 「いきいき広場」での連携を生かし、行政が合理的、効率的に執行できない事業を行政と連携・協力して社協が積極的に担います。

(2) 社会福祉法人・NPOとの連携

◆ 概要

介護保険制度や支援費制度の施行に伴い、利用者がサービス事業者を選択できるようになったことから、サービス事業者である社会福祉法人には、利用者から選ばれる事業者としての取り組みが求められ、利用者のニーズに合わせたより質の高いサービスを提供することが必要です。また、地域の一員として「まちづくり」に参加することも必要です。

NPOは、営利追求を目的とはせず、行政や企業では扱いにくいニーズに対応する公益的事業や市民的事業を行う組織・団体であり、地域福祉の分野においてもその活動は期待されています。

そのためには、行政、社会福祉法人、NPOが相互に連携し、福祉サービスの充実を図るとともに、「福祉でまちづくり」に取り組むことが必要です。

◆ 現状

本市には、社会福祉法人として、高齢者や障害者へのサービスを提供する法人と保育サービスを提供する法人があり、福祉サービスの充実に大きく寄与しています。また、NPOとしては、河川や公園の環境美化や宅老所の運営などを活動内容とする1団体があり、その積極的な活動は高く評価され、まちづくりの一翼を担っています。

しかし、それぞれの活動は充実しているものの、「まちづくり」としての十分な連携が行われているとは言えません。

◆ 推進課題

「福祉でまちづくり」を進めるため、行政、社会福祉法人、NPOとの連携体制の強化を図るとともに、これらによる「福祉でまちづくり懇談会」を開催します。また、様々な分野においてNPOの活動が必要なことから、NPO設立に関する相談や支援を行います。

なお、地域との交流を図るため、福祉施設の地域開放について協力を求めています。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
連携体制の強化	→		
「福祉でまちづくり懇談会」の開催		→	
福祉施設の地域開放についての協力要請	→		
NPO設立に関する相談・支援	→		

◆ 168人（ひろば）委員会からの意見

➢ 近隣市のある特別養護老人ホームでは、地域での開放を視野に入れた設計をしている。例えば、敷地内に児童遊園の機能を持たせたりして、地域に開放している。

高浜市地域福祉活動計画

第2章 住人主導の地域福祉事業推進

1 こころん福祉サービスの推進・開発

(4) 行政と福祉活動法人との連携 (P20)

- ・ NPO法人（特定非営利活動法人）に事業を委託したりするなど、福祉活動法人との強い連携のもとに地域力を生かし、地域全体で「福祉でまちづくり」を推進します。

3 地域福祉推進ひろば

(1) 地域福祉推進ひろば

◆ 概要

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと安心した生活を実現するためには、地域福祉を推進していくことが重要です。地域福祉を推進していくには、地域住民の一人ひとりが地域福祉に対する理解を深め、地域の課題を見だし、解決していくことのできる力を身に付け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

そのためには、地域住民、NPO、ボランティア、事業所及び各種団体組織などが、それぞれの立場でそれぞれの持つ能力を活かし、ともに学習し、地域全体の力を結集して取り組む「地域福祉推進ひろば」が必要です。

◆ 現状

市内では、各種ボランティアグループをはじめNPOなどが、様々な福祉活動を展開していますが、同じ目標を持ち、地域全体で考え、取り組んでいくことはありませんでした。

「168人（ひろば）委員会」では、地域福祉計画の策定に携わったことにより、地域福祉の実現という目標に向かって、地域住民の主体的な取り組みが始まりました。

今後は、「168人（ひろば）委員会」が核となり、社会福祉法人、ボランティアグループ、NPOなどの福祉活動団体と「地域福祉推進ひろば」において連携し、地域福祉を推進していくことが必要です。

◆ **推進課題**

「福祉でまちづくり」を進めていくための「地域福祉推進ひろば」の設置に向けて、地域住民、NPO、ボランティア、事業所及び各種団体・組織などのスキルアップのための学習会や交流会を開催します。

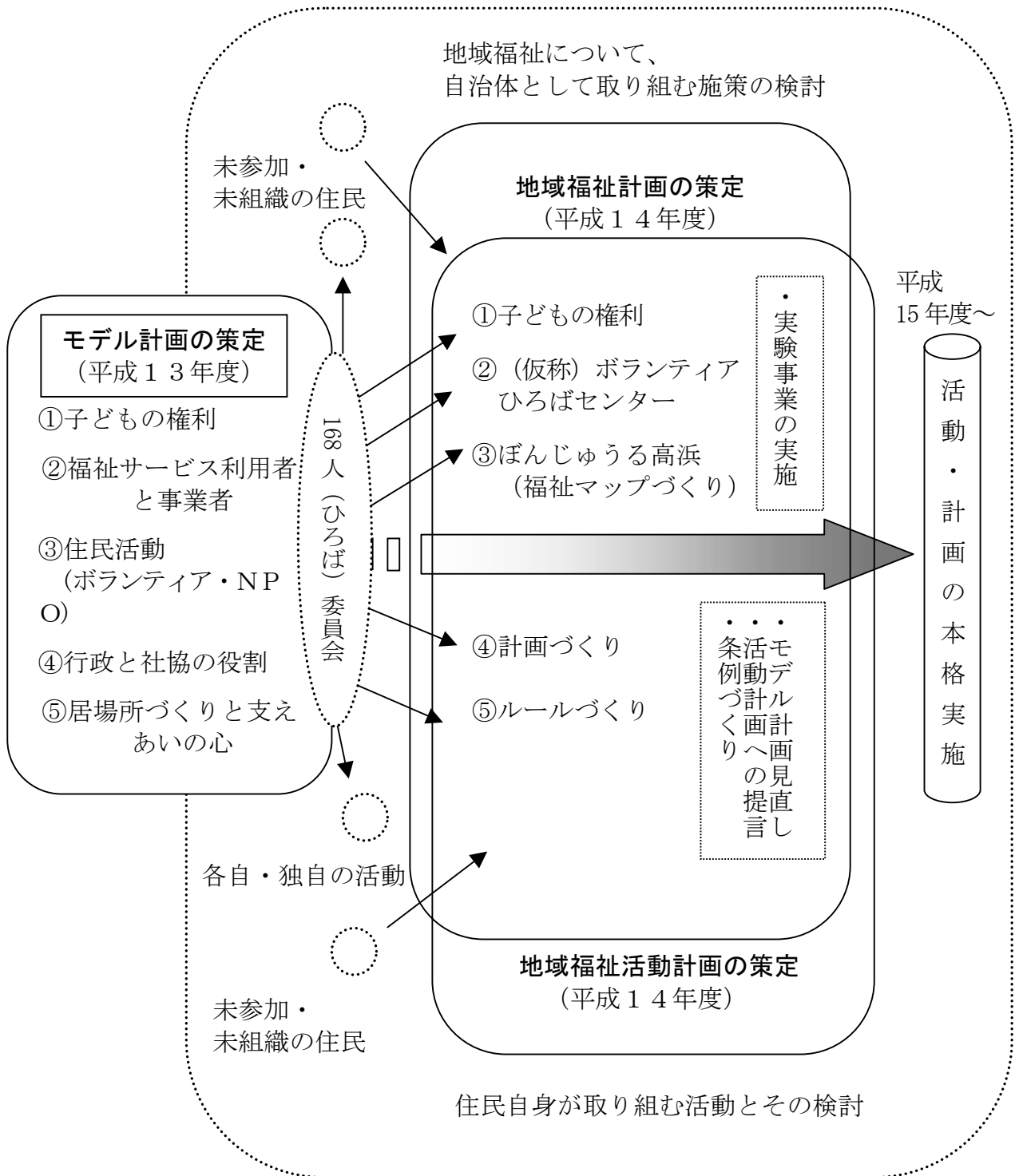
また、「地域福祉推進ひろば」の活動に対して積極的な支援を行います。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
「地域福祉推進ひろば」の設置			→
スキルアップのための学習会の開催	→	→	→
各種関係団体との交流会の開催	→	→	→
「地域福祉推進ひろば」の活動への支援			→

◆ **168人（ひろば）委員会からの意見**

- 168人（ひろば）委員会のように、地域住民が行政の政策プロセスに参加することにより、住民の間に責任感や自治意識が芽生え、コミュニティ、NPOを醸成していくことも期待できる。また、住民がお互いに議論し、それを乗り越えることでお互いの信頼が深まり、自分達の意見・提言にあったものができた時の喜びを通じて、地域への愛情も生まれるのではないかと。

—地域福祉推進ひろばのこれから—



高浜市地域福祉活動計画

第1章 住人主体

1 168人(ひろば)委員会への支援

(2) 活動への支援 (P15)

- ・ 「168人(ひろば)委員会」、「ひろば運営委員会」、「実験事業」の積極的な支援は社協の責務として確実にまいります。

第3章 社協主体の福祉事業推進

1 社会福祉協議会事業の円滑な運営

(3) 福祉人材育成の充実 (P24)

- ・ ヘルパー養成研修や各種ボランティア講座を開催します。
- ・ ヘルパー養成研修や各種ボランティア講座の修了生によるボランティアグループの結成を支援します。
- ・ 質の高い人材を育成するとともに、地域に根付いた福祉が実践できるよう取り組んでいきます。

(2) 福祉まちづくり推進人材の育成

◆ 概要

地域福祉は、私たちが地域で暮らしていく一番身近な生活に関わる事であり、その生活の質を高めていくためには、「まちづくり」として捉え、取り組んでいくことが必要です。そのためには、様々な福祉分野に関わる人が、地域福祉を「まちづくり」という視点で捉え、取り組む力を身に付けた福祉まちづくり推進人材の育成が必要です。

◆ 現状

福祉人材の育成としては、社会福祉協議会が行うホームヘルパーの養成講座、ボランティア育成講座をはじめ、県立高浜高校に福祉科の設置や、日本福祉大学高浜専門学校の誘致により、数多くの人材が育成されています。また、「168人（ひろば）委員会」では、地域の生活課題を「まちづくり」という視点で捉えた活動を繰り広げています。

しかし、「まちづくり」という視点で地域福祉を推進していくことのできる力を身につけた人材が少ないのが現状です。

◆ **推進課題**

「地域福祉まちづくりフォーラム」を開催し、「福祉でまちづくり」の考え方を普及・啓発するとともに、学習の場として「地域福祉まちづくり講座」を開催するなど、福祉まちづくり推進人材を育成します。なお、「168人（ひろば）委員会」の活動に、まちづくりの専門家や職員の派遣を行うなど、さらに充実した活動へと展開が図られるよう支援します。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
「地域福祉まちづくりフォーラム」の開催	→		
「地域福祉まちづくり講座」の開催	→		
「168人（ひろば）委員会」への活動支援	→		

4 福祉審議会の設置

(1) 福祉審議会の設置

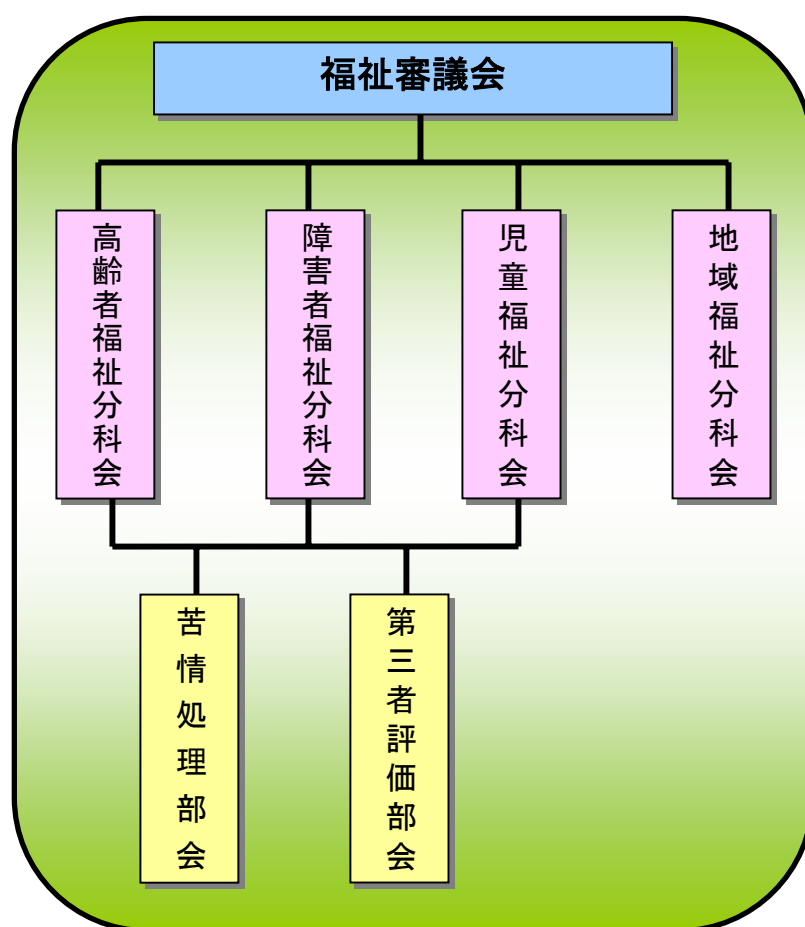
◆ 概要

地域福祉計画の策定に伴い、誰もが高浜に住み続けられる仕組みづくりを推進していくためには、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、地域福祉などに関する調査・審議やそれぞれの計画の進行管理などを総合的に行う仕組みが必要です。

◆ 現状

福祉分野の審議会として、介護保険事業に関する「介護保険審議会」と障害者福祉分野に関する「人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会」を設置しています。

—福祉審議会の体制—



◆ 推進課題

社会福祉法では、都道府県並びに指定都市及び中核市に対し、社会福祉に関する事項を調査・審議するため「地方社会福祉審議会」の設置を規定していますが、本市では、新たな総合的な附属機関として福祉審議会を設置します。なお、審議会の設置にあたっては、当事者の参加や「次世代型」を積極的に取り入れ、市民に開かれた審議会を目指します。

実施事項	実施期間		
	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度
福祉審議会の設置			